



## NPO 法人としてスタート

福祉オンブズおかやま 代表 作花 知志

福祉オンブズおかやまが、NPO 法人化し、2014年5月に最初の総会を迎えることになりました。

NPO 法は正式には「特定非営利活動促進法」という名称の法律です。NPO 法人も正式には「特定非営利活動法人」と申します。

そして、「特定非営利活動」とは、①法が定める特定の分野に当てはまるものであり、かつ②不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことを指します。簡単に申しますと、広く社会一般の利益のための活動ということですね。

私達の社会は、個人の集合体でありますから、そもそも「私益」しか存在しないようにも思えます。しかしながら、やはり社会には「私益」を超越した「公益」が存在するのです。

私は弁護士として、さまざまな「公益的な事件」を担当してまいりました。そのきっかけは、司法試験合格後、司法修習生として北海道の釧

路で法律家の方々の奮闘ぶりを目にしたことにありました。

四国と九州を合わせた広さよりも広大な釧路地裁管轄地域を、当時わずか20名程度の釧路弁護士会の方々や、法律家の方々が日々飛び回られていたのです。その姿はまさに「公益」を実現する姿そのものでした。

NPO 法人化した福祉オンブズおかやまに社会が求めるものも同じだと思います。一つの福祉事件を解決することは、その事件の被害者だけではなく、その事件に関わる人々や、同様の問題を抱える他の福祉関係施設にも大きな影響を与えることであります。

いわば福祉オンブズおかやまは、個々人のための団体ではなく、社会そのものの agent（代理人）として、今後も活動を続けていくことになるのだと思います。そのための大きなステップこそが、今回の NPO 法人化であったように思います。

### 第1回 定時総会 記念講演

## 『進みゆく高齢社会と高齢者支援制度の行方』

講師：小坂田 稔さん（美作大学 生活科学部 社会福祉学科 教授（学科長））  
堀川 涼子さん（美作大学 生活科学部 社会福祉学科 准教授）

日時：2014年5月24日（土）11時10分～12時40分

※第1回「特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま」定時総会終了後

場所：きらめきプラザ2階 ゆうあいセンター大会議室2・3

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

参加費：500円（会員・非会員共通）

現在、高齢者や障害者等への社会保障の枠組みが大きな変化の最中にあります。混迷する現代社会の中で、介護保険制度を中心とした高齢者支援の制度や施策の方向とそれらを踏まえて今後求められてくる地域福祉の在り方について、お二人の講師からわかりやすく解説をしていただきます。

※記念講演は、定時総会の後になります。非会員の参加者のみなさまには、総会終了まで入場をお待ちいただくこととなりますことをご容赦ください。（8P 参照）

# 『浅田訴訟から見える障害者の人権』

## ～レジェンド浅田の奮闘記～

本年3月1日にゆうあいセンター研修室にて、人権・福祉講座が行われました。今回の講座は、『浅田訴訟から見える障害者の人権』と題し、弁護士である呉裕麻（オーユウマ）さんが講演なさいました。

重度の肢体不自由を持ちながら一人暮らしをされる浅田達雄さんが岡山市に対して行っている訴訟から、障害者の置かれた現状とその人権について、講演いただきました。以下に講演の概要をご報告します。

### 第1 何かがおかしい、岡山市

#### 1 浅田さんのこと

・「浅田訴訟から見える障害者の人権」とタイトルを書いていて、副題を書き足したんですね。レジェンド浅田の奮闘記ということで、(会場笑い)これ見たら分かると思うんですけども、こないだのソチオリンピックのね、葛西選手がレジェンドって呼ばれて、非常な成果を上げたんです。なぜ彼がレジェンドって言われるかと41歳という高齢にも関わらず、諦めずに頑張っていて、ああいう成果を上げた。で、私もうひとつ彼が凄いと思うのが、団体で銅を取った時に、記者会見でコメントをした時に、涙ぐむようなコメントをしたんですね。えー、団体のメンバー若い人たちのことを一人ひとり挙げて。自分のことを先に言うんじゃないで、周りのことを思いやりながら、それで成果が上がったんだということを言っていて。この浅田さんのレジュメを作るときに、浅田さんのことを考えていたら、ちょっと重なるような思いがして、まあ、65歳過ぎて、高齢に関わらず頑張るぞと決意をしたということも一つですし、それから浅田さんは、決して個人の私利私欲のために、それをやりたいんだ・・・というだけではないんですね。もちろん、自分の人生とか、生活とかが良くなることを期待して戦うんだけど、それよりもまずあるのが、この同じ境遇にある、そういう障害者の仲間たちのために自分が立ち上がって先陣を切

るんだということを念頭に置かれて、この裁判を踏み切ったということ。

・浅田訴訟に関しては、まず何があったのか、事実経過を改めて追いかけてみたいと思っています。浅田さんが、2013年の2月には65歳になるということで、じゃあ、なった場合どうなるの？介護保険の適用年齢になるけれども、その場合、障害者自立支援法のサービスを利用している今の生活がどうなるの？っていうことで、岡山市と話し合いを設けるようになるのですね。

#### 2 悪魔のささやき、岡山市 (2012年秋ころ)

・岡山市から「浅田さんは来年2月に65歳になるけど、障害者自立支援法第7条に「介護保険の優先原則」というのがあるから、これを申請しないと全部不支給にしちゃいますよ」と言われたわけです。

・介護保険というものは、自分が今まで受けている障害者自立支援法のサービスとは全然違うものだと、いくら65歳になるからといって、それを四角四面に適用するっていうのはおかしいんじゃないか。

・障害者自立支援法第7条にある介護保険の優先原則は、本当に合理性があるのか？自分以外にも、同じような境遇にある人がいるんじゃないか。そのような人たちのために何かできるんじゃないか。戦わなきゃいけないんじゃないか、ということを考え始めたんです。

・今回の闘いに際して、浅田さんと「障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会（障岡連）」の吉野一正事務局長はこう言いました。「そもそも介護保険というのは申請主義をとっている。介護保険を使わせてくださいと言って、使わせてもらうために介護保険を申請して、要介護認定の判定を受けて、要介護状態がどの程度か、その上でケアプランをたてて、実際サービスを決定していく。だから、一番最初に申請がなければいけない。申請は本人がするものだから、本人が申請しない以上は、従前通り、障害者自立支援法のサービスが受けられるんじゃないか？」

・もう一つ、介護保険と障害者自立支援法というのは、法律の対象が違う。障害者へのサービスと、要介護高齢者のそれとは必要サイズが違う。そういう前提で成り立っているにも関わらず、障害者の福祉を介護保険で十分賄えるものじゃない。

・これが一番大きい理由かしれませんが、障害者自立支援法というのは、全国の違憲訴訟の中で勝ち取った影響で、いま浅田さんのような人には無償なんだけれども、これが介護保険に切り替わると一割負担が発生する。

・吉野さんたちは法第7条があると言っても、厚労省の課長通達に反するじゃないかって言うんですよね。厚労省の課長通達とは何か？って言うと、これは平成19年に出された通達で、障害者自立支援法7条の解釈、運用状況についてこうしなさいよという注意について書かれているわけです。これに基づいて介護保険の優先原則の適用方法を考えてくださいよ、ということが厚労省から出されている。決して、障害者自立支援法第7条があるから四角四面に介護保険に申請しないとダメですよ、とは書いてないんですよ。

・にもかかわらず、岡山市は形式的な条文解釈をするだけで「障害者自立支援法第7条があるから申請してくれないともうダメです」ということを言っちゃうわけです。さらに浅田さんは、「介護保険になると利用料の一割負担が発生するから、経済的負担を考慮してほしい」ということもアピールしたんですよ。だけどその、岡山市の方は、通達には経済的事情に基づいて優先しなくていいと書いていないですよと説明してしまうんです。

・浅田さんは、全国の障害者が国に対して行った障害者自立支援法の訴訟で勝ち取った基本合意がないがしろにされることになるから、今回の自分のことも岡山市に断固反対の姿勢でいこうと決めたわけです。

・全国各地の原告が戦って勝ち取ったこの基本合意を、今自分が無駄にするわけにはいかない、そういう気持ちが非常に強いわけです。その基本合意には何が書いてあるかということ、ここで書いてあるのは、厚労省との約束です。当時から言われていた介護保険優先原則というのは問題がある。だから、これは改正してくれ、廃止してくれということを書いてきたんですね。この基本合意の中には、介護保険優先原則を廃止して、障害の特性を配慮した選択制の導入を図ること、って書いてあるんです。

・浅田さんがここで折れてしまったら。せっかく自分の先輩たちがそういう成果を勝ち得たにもかかわらず、自分がここで介護保険優先原則を受け入れてしまったら、国の怠慢を追認するようになってしまう。障害者自立支援法第7条を廃止しない、そういう状態を追認するようになってしまう。だからこそ断固反対の意思を決意したのです。

### 3 まさか！ホントに不支給決定が…（2月12日）

・2013年2月、浅田さんの誕生日になったら、本当に切られてしまうかもしれない。そのとき、どうしたらいいか、法的に何か救済の措置はないのかと何回も私たちのところに相談に来られました。光成弁護士と私が言ったのが「障害者自立支援法第7条の優先原則からすると、仮に介護保険を申請しなかったら、本当に打ち切りをするかもしれない。今の岡山市の説明からするとそういうことをするかもしれない。ただ、本当に打ち切るほど極悪非道なことはしないんじゃないか」ということを言ったんですね。

・全国弁護団の関係で、他の自治体では、すでに浅田さんより先に65歳になっていて、介護保険を申請しなかったけど、自立支援法の支給をそのまま続けてくれた自治体があるということも聞いていました。

・2013年2月12日付で弁護団の願いが叶わず、不支給決定がされてしまったと・・・まさかしないだろうと思っていたことが、その否定されてしまったんですね。

この不支給決定に対しては、その理由が分からないということで、理由の説明を求めに行きました。不支給決定書には、不支給の理由として「要介護認定がされておらず、重度訪問介護非定型の支給の要件に該当しないため」とあるだけけれども、私には全然理由が分からない。光成弁護士も同様に分からない。

#### 4 ちゃんと教えて、岡山市！（3月8日）

・補足の説明を求めに行こう、ということで岡山市に尋ねに行きました。岡山市は、「介護保険のケアプラン上において介護保険給付のみによって確保することができないものと認められるか否かの判断ができない。だから、全部不支給にしたんですよ。」というんです。要するに、介護保険給付で不足が出るのか？障害者自立支援法に基づく支給をしないといけないのか、それが分からない。だから、全部不支給にした。というんですよね。

・浅田さんの場合には、少なくとも移動介護は支給されるべきではないか。移動介護は別物でしょ、と言っただけで、岡山市の立場は変わらない。何を言われても知りません、だって介護保険を申請しないのがいけないんだもん、申請してくれればいいじゃん、ただその一点張りだったんです。

・岡山市として考えているのは、65歳以上の障害者が介護保険給付を超えて、障害者自立支援法による給付を受けるには、介護保険での要介護認定の5以上じゃないといけない。5が一番重いので5しかありませんよ。じゃあ、4の場合どうなるかというと、介護保険分しか受けられない。これもおかしいなど、思ったんだけど、岡山市はそうなんですと、一点張り、仮に浅田さんが申請したとしても、5にならなかつたらどうなるのと、というのが新たな不安として浮かびあがりました。最終的には浅田さんはやむなく3月19日に要介護認定を申請したんですけども、その結果5を受けました。この申請で5にならなかつたら、まあ、それはそれで恐ろしいことになっていたんじゃないかなあと、いう感じがします。

#### 5 どうして？ 何で今さら移動介護を認めるの？

・4月8日に移動介護の26時間がいきなり認められた

んですね。今まで移動介護と言うのは、介護保険と関係ないから認めてくれればいいのと思ってただけでも、4月になっていきなり認められた。これといった説明はありませんでした。岡山市はドサクサに紛れて認めたんじゃないかなあとか、思わざるを得ない。

#### 6 どうして？ 何で移動介護を減らすのよ？

・4月18日に、要介護5の認定が出たあと、5月10日、143時間／月・うち移動介護16時間の介護給付支給決定が出ました。先に26時間が出ていたのに、今度16時間に減ってしまったんですね。何で減らされたのか理解できない。

#### 7 どうして？ 移動介護がまた増えた

・窓口に行って説明を聴いたけど、まったく理解できない。何で26時間が16時間に減るのが分からない。で、その結果、抗議した結果なんでしょうけれども、7月2日にはまた10時間増えて26時間に戻った。

#### 8 岡山市、あなたは何をしたいのか？

・よく分からない根拠で16時間に減らしてしまった。間違っていると気が付いて、7月2日に26時間に戻す。二転三転するわけだけでも、浅田さんはその間もずっと暮らされている訳ですよ。だけど、よく分からない理由で16時間に減らされちゃう。不安になりますよね。また何かの事情で減らされるんじゃないか。岡山市の考えていることがよく分からない。不安で仕方ないと思います。

### 第2 達ちゃんが死んじゃう！

#### 1 全部不支給決定は死刑宣告？

・浅田さんの裁判でたびたび言うのが、死ねと言われた気持ちでした、というんですよね。それは、どういう意味か、と理解しないといけないし、その言葉が重要なんだと思うわけなんです。浅田さんはこの支給決定を持ってどう思ったかという、死ぬかもしれないと思ったんですよ。

・もともと249時間／月の重度訪問介護を受けていた、

これを一日にすると、だいたい8時間ぐらいになると・・・で、その8時間で浅田さんは自分一人でできないことの諸々のことをやってきたんですよね。

・浅田さんは独立歩行、炊事、洗濯、掃除、入浴、着替え、排せつといったことが一人ではできません。そして、車イスへの移動、食事（パン、ストロー利用）、小用（携帯便器利用）にはかなり制限を受けます。こういったことは人間が生きていくうえで必要不可欠なところだし、健康に生きていく上で、人間らしく生きていく上で、重要なところのわけですよ。だけど、全部不支給になったら、自分でできることはほとんどないわけですから、そういうところについて、浅田さん、どうすりゃいいんだと、人間らしく生きることができないじゃないかと、思ったということです。結局不支給決定されたら「死ね」というのに同じじゃないかと。浅田さんがこういう生活実態であることは岡山市も知ってたんじゃないかと思います。

## 2 不支給決定後の壮絶な生活 ～ dead or alive ～

・不支給決定後、壮絶な生活、デッドオアアライブと書いてますけど。浅田さんからすると本当に死ぬかもしれない、生きていられないかもしれない、そういう思いの中での支給決定後の生活状態なんですよ。そこでボランティアやアルバイトを利用して生活をしていました。

・ボランティア、アルバイトっていうのは、従前のサービス・・・を完全にフォローできるかということ、それも限界もあるでしょうし、時間的な制約もあるでしょうし、そういう限界のある中で、浅田さんとしては、「起きる」「寝る」時間帯にボランティアとかを使わざるを得ない。そこに集中させてしまったために食事の制限を受ける訳ですよ。朝、昼の食事は、介助なしにできる物になるとパンとか牛乳になる。パン、牛乳を毎日食べるとどうなったかということ、お腹を下してしまって、下痢を多発するとか、それから尿路感染症を発症するとか、そういったことと結びついてしまいました。

・入浴回数も減らされ、床に転倒すること3回、その他にも多くのことがありました。私は浅田さんから聞く話でしかねいけれども、聴く以外にも壮絶なことがあったらろうと、すべてのことを見聞きしたわけじゃ

ないから、分からないけれども、浅田さん、私たちに言っていないような苦労をこの間されたんだろうな、ということが容易に推測されます。

## 3 悪魔の選択

・そういった中で浅田さんはボランティアやアルバイトの方の協力をしてくれることに非常にありがたいと思うんだけど、他方で今こういう状況になって、むしろ周りに迷惑をかけているのではないかという自責の念にさいなまれるわけですよ。

・自分と同じような65歳問題を抱えた人たちのために、先陣を切って戦うつもりで介護保険を申請しないという選択をしたんだけど、これは自分のわがままじゃないか、というふうに思われていったんです。

・浅田さんの信念は、「基本合意をないがしろにさせたくない」「自分らしく生きたい」ただそれだけです。朝起きて、パンが食べれるからいいじゃないか、牛乳が飲めるからいいじゃないか、けどずっとそれが続く、選択の余地がない、自分らしく自分の決定に基づいて自分のできる範囲で生きていきたい。ただ、それだけなのに、介護保険を申請しなかったために、こういうことになってしまう。

・けど、もう死ぬかもしれないし、これ以上、迷惑もかけられない。3月19日にやむなく介護保険を申請するにいたりしました。

## 第3 達ちゃんは死なせない!

### 1 審査請求の申告

・浅田さんは死ぬかもしれないという思いをしたけど、周りはそれを許しません。吉野さんをはじめ支援者の方、それから弁護士が立ち上がって、3月27日に岡山県知事宛てに審査請求を出すことになりました。

### 2 審査請求の成果

・審査請求の成果として、二つあげられます。先に岡山県の方で解決したのが、要介護5じゃないと、重度訪問介護非定型を支給しないというのはおかしいじゃないか、という点は認めてくれました。

・もう一つ、少なくとも移動介護については、要介護認定を待つ必要は全くないんだから、浅田さんの個別事情を考慮していれば、少なくとも移動介護に限った支給決定に関しては可能だった、そういうことも認められました。

・ただ、決定の結論としては却下・・・なんでかと言ったら、その後、介護保険を申請して、支給決定を受けられているから、ということで決定自体は却下になりました。ただし、決定自体は却下であった（結局、その後、支給を受けられているから）。

・もう一つ、その、岡山市が反論の中で「浅田さんは支援者からの援助の他、献身的なボランティアによる当面の自立生活を送ることができている」と言いました。ボランティア、アルバイトに頼らざるを得ないということが、浅田さんにとって、どれだけ苦渋の選択だったか。そんなこと全く思いもせずに、こういうことを平気で言う岡山市。ボランティアがやってくれるんだったら、障害者それでやれよって言うんですか？・・・じゃあ、ボランティアがいればそれでいいんだ。岡山市は何もしませんでいいんですか？

### 3 訴訟の提起

・審査請求として結果的には却下なんで、去年9月に訴訟提起をしました。65歳で障害者を差別するなど、いう形で、裁判に踏み切りました。

- ・裁判の中で主張していること①～④まであります。
- ① 障害者自立支援法に基づき、143時間を超える部分を支給しないとした部分の取り消し
- ② 障害者自立支援法に基づき、153時間を超える部分を支給しないとした部分の取り消し
- ③ 支援法に基づく249時間の義務付け
- ④ 慰謝料等

・①障害者自立支援法に基づき、143時間を超える部分を支給しないとした部分の取り消し。分かりづらいですけど、最初、5月10日には143時間のうち、移動介護16時間という支給決定をしたわけですよ。それ以外の部分を介護保険でやってくださいよと、いうことでこういう支給決定がされた。だけど、介護保険で支給を受けるとするのは、憲法違反だから、介護保険の部分も障害者自立支援法で支給してくださいという

ことで、143時間以外の部分も障害者自立支援法でやってくださいという意味で、取り消しを求めています。

- ・153時間を超える部分を支給しないとしたことの取り消し。7月2日の段階で153時間に戻ったから、これ以外の部分は介護保険でやってくださいよ、というのが岡山市の言い分なんだけど、それはおかしいと・・・ということで、そこも障害者自立支援法でやってくださいということだから、その取り消しを求める。
- ・障害者自立支援法に基づいて月々249時間の義務付けを求めます。

・浅田さんをこんな目に合わせて、さっき言ったように、苦痛な目に合わせて、非常なストレスを与えて、死ぬかもしれないと思わせた。そのことに対して慰謝料を払ってくださいという裁判を起こしています。

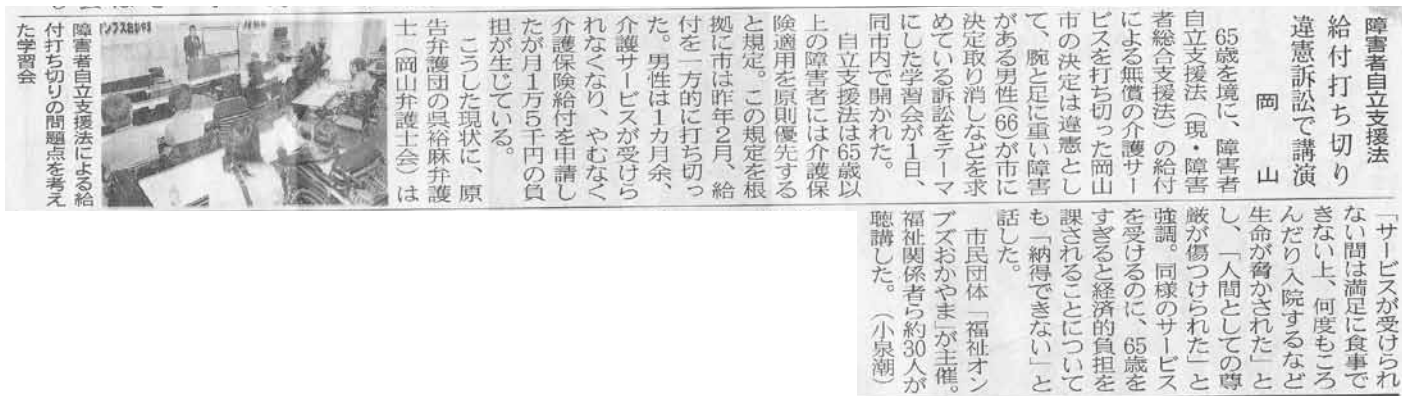
### 4 訴訟の成果（途中経過）

・訴訟の経過ですが、まだ裁判が始まって次で3回目ですかね。まだ裁判としては序盤戦です。これからまだ長くなる裁判なんだけれども、一応今の段階で分かっていることとしては、移動介護を支給しなかったことは誤りであったと、いうことは・・・被告側も認めているというか、そういう主張になっています。

・報告集会とか、来てくださったみなさん、ニュースを見てくださっている方もおられると思うんだけど、非常に理屈が難しくて、弁護士も苦労しているんだけど、みなさんに理解してもらえなくてもどかしい思いをすることもあるんですよ。だけど、裁判はこれから長く続きますから、どういう理屈で争っているのか、できるだけ分かりやすく説明しようと思います。

・この「達ちゃんが勝てるか 検証シート」をご覧ください。Q1番「障害者自立支援法第7条は合憲か否か？」合憲というのは憲法に合致すること、違憲ということになると憲法に違反するよ、ということなんですけど。第7条が憲法違反だった場合には、介護保険優先原則が無いから、従前通り、障害者自立支援法に基づく支給が受けられる。

・Q2「介護保険の優先原則は常に介護保険を優先させないといけないのか？それとも、事情によっては優先しなくてもいいのか？」この場合に常に優先しないと



いけないと、いうことになると。達ちゃん負け。常に介護保険を優先させないといけない。これは岡山市の考え方ですね。これを裁判所が認めてしまうと、残念ながら達ちゃんが負けてしまう。他方、事情に応じて優先しなくてもいい場合があるということになったら、Q3に行くわけですよ。

・Q3「今回の処分は優先しなくてもよい場合か？」今回の処分は優先しなくてもよい場合か、そうじゃない場合か、いい場合であるということになると、負けちゃう。よくない場合だということになれば達ちゃんが勝てるということになります。

・このQ1、2、3、の中で、どっちに進めば浅田さんが勝てるのか？この流れを理解していただいていたと思います。これを裁判の柱にして戦っているの、ご理解いただいて、裁判の傍聴に活かしてもらえればと思います。

#### 第4 障害者の人権って？

・障害者の人権と言われたときに、憲法の中に障害者の人権はコレコレであると書いてないわけなんですよね。憲法の規定を眺めてみると、こういうことが言えるんじゃないか・・・

・13条には、「すべて国民は、個人として尊重される。」とあります。ここでいう個人というのは、浅田さんも入りますし、その他みなさんも入るわけです。私も入るし、障害者であろうとなかろうとこの個人として尊重されるよということ。

・14条では「すべて国民は、法の下に平等」ということが言われていますから、障害者であろうとなかろうと、みんなこうやって平等ですよということが言われる。

・25条のところで、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということがあげられていて、やっぱり13条、14条、25条あたりが障害者の人権として、問題があるときには、大きく意義を果たすのではないかと思います。

・それで私が思う障害者の人権というのは、結局はなにかと言ったら、例えば浅田さんのケースで言うと、浅田さんがいつも笑って生活ができる、そういう生活をいうんじゃないかなあと思います。浅田さん、特にそれ以上のことは求めていないと思うんです。それが浅田さんの人権として一番自然だし、あるべき姿だと思う。それが障害者の人権じゃないかなあと思います。

・達ちゃんのレジェンド（伝説）が、途中で終わらないよう、ご支援お願いします！（会場から拍手）

講演終了後には、会場から活発な質疑がありました。また、会場に同席された原告である浅田さん、そして支援者である吉野さんからもコメントをいただきました。今回の訴訟は単に障害者福祉サービスの運用問題だけでなく、その人権を問う裁判であることを改めて考えさせられました。

文章：藤井宏明

### 電話・窓口相談 受付中！

※毎週日曜日、午前10時から午後3時まで。それ以外のときの相談は、留守番電話に入れてください。早急に対応します。

TEL/FAX 086-232-2940

E-mail:f.ombuds.okayama@gmail.com

# 特定非営利活動（NPO）法人「福祉オンブズおかやま」 第 1 回 定時総会

（市民団体「福祉オンブズおかやま」解散総会）

## \* 案 内 \*

特定非営利活動（NPO）法人としての第 1 回定時総会を下記の日程にて行ないます。会員のみなさまには、ご多忙中恐れ入りますがご出席賜りたいと考えております。また、本総会と併せて、市民（任意）団体「福祉オンブズおかやま」の解散総会を行います。

「福祉オンブズおかやま」も設立以来 14 年が経過しました。これまでの実績を踏まえ、ついに当団体は NPO 法人格を取得することができました。

新たにスタートします NPO 法人である当団体を、これまで同様のご支援をいただけますよう、法人役員一同心より願っております。

なお、定款に従い、一定数の参加者が総会に要求されます。不参加の場合には、お手数ですが委任状による意思表示をお願いしたいと考えております。

## 記

日時：2014 年 5 月 24 日（土）10 時 00 分～11 時 00 分

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター大会議室 2・3 分室

※なお、総会終了後、記念講演を開催いたします（1P 参照）。総会終了後も、引き続きご参加いただきたいと思います。なお、講演会参加希望の会員のみなさまには、総会前に講演会参加費をいただきますことご了解くださいますよう、お願い申し上げます。

### 議題：

市民団体「福祉オンブズおかやま」解散総会

- ・2013 年度 活動報告案
- ・2013 年度 決算案

特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」第 1 回定時総会

- ・2014 年度 活動方針案
- ・2014 年度 予算案

以 上